

第2節 情報通信政策の展開

1 電気通信事業政策の展開

(1) 公正競争ルールの整備

ア 移動電気通信市場における競争促進

総務省は、新たなモバイルビジネスの成長を通じた経済活性化や利用者利益の向上を図ることを目的として、平成19年1月から「モバイルビジネス研究会」を開催し、平成19年9月に最終報告書を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、平成23年を目標年限として実施する施策を「モバイルビジネス活性化プラン」として平成19年9月に公表し、所要の施策展開を推進している。具体的には、MVNOの統一的な相談窓口である「MVNO支援相談センター」（平成19年9月設置）¹にて、MVNOの新規参入の支援等を行っている。

平成21年3月に「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について情報通信審議会に諮問し、平成21年10月に答申を受けた。これを踏まえ、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、平成22年3月に、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定した²。また、平成22年12月に公布した放送法等の一部を改正する法律を受け、平成23年3月に、接続料算定の適正性・透明性の更なる向上を図るため第二種指定電気通信設備接続会計規則を制定した。

さらに、平成22年4月に携帯電話端末のSIMロックの在り方に関して携帯電話事業者等からのヒアリングを実施した。利用者の要望を前提に事業者が自主的にSIMロック解除を実施するという方針について一定のコンセンサスを得られたことを受け、平成22年6月、利用者の要望に応えるという観点から、事業者において主体的に取り組むことが期待される事項について取りまとめた「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定した³。

イ ユニバーサルサービス制度の見直し

総務省では、平成22年5月に取りまとめられた「『光の道』構想実現に向けて－基本的方向性－」等を踏ま

え、同年7月に「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」を情報通信審議会に諮問し、同年12月に答申を受けた。同答申においては、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期において、ユニバーサルサービス制度によるメタルの加入電話の提供義務が、光ファイバ整備に抑制的な影響を与える可能性を回避するため、ユニバーサルサービスの対象に「加入電話に相当する光IP電話」を追加し、二重投資等を回避することが適当であるとの考え方が示されたところである。

総務省は、同答申を受けて関係省令の改正（電気通信事業法施行規則等の一部改正）を行い、同省令は平成23年4月に施行された。

ウ 電気通信事業分野における競争評価

総務省では、複雑化する電気通信事業分野における競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度から毎年度、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している⁴。

「競争評価2009」については、競争評価の開始以降6年が経過し、主だったテーマについては一巡したこと、また収集データの蓄積も相当程度あること等を踏まえ、これまでの競争評価の取組を総括するとともに次年度以降の戦略的評価にも反映させていく観点から、戦略的評価に関して、「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」及び「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」を取り上げ、平成22年9月に評価結果を公表した⁵。

また、「競争評価2010」については、年度計画である「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010」を平成23年1月に公表し、平成22年度の競争評価を行うとともに、今後の市場画定の在り方についての検討を進めている⁶。

1 参考：MVNO支援相談センター：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070921_2.html

2 参考：平成23年5月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/44482.html

3 参考：「SIMロック解除に関するガイドライン」の公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_02000046.html

4 参考：「電気通信事業分野における競争状況の評価」：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html

5 参考：「競争評価2009」評価結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000006.html

6 参考：「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010」の公表
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000013.html

(2) ネットワークの高度化等

ア ネットワークの高度化の推進

(ア) IPv6 の推進

平成23年2月、世界各地域にIPアドレスを分配するIANA (Internet Assigned Numbers Authority) は、IPv4アドレスの在庫をすべて払い出した。平成23年4月、アジア太平洋地域にIPアドレスを分配しているAPNIC (Asia Pacific Network Information Centre) においても、通常の申請により分配可能であるIPv4アドレスの在庫が枯渇した。また、我が国のIPアドレスを管理しているJPNIC (Japan Network Information Center) は自ら在庫を持たないため、APNICの在庫枯渇を受け、JPNICも通常の分配を終了した。この結果、我が国の通信事業者等においては、早期のIPv6導入が重要となっている。

総務省ではこれまで、「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会⁷」等において円滑なIPv6導入方策に関する検討を行うとともに、関連団体と連携して官民共同の導入推進体制である「IPv4アドレス枯渇対応タスクフォース」⁸を構築し対応を進めてきた。同タスクフォースでは、インターネット関連事業者向けアクションプランの策定、インターネット関連事業者に対する広報戦略の策定・実行、IPv6技術に関する教育プログラムの作成等を実施している。

また、平成21年度及び22年度には、実ネットワークと同等の環境を持つIPv6実験用ネットワーク(テストベッド)を整備し、インターネットをIPv6で運用・構築できるエンジニアの育成を図っている。

このような中、IPv6を使用する上で不可欠なインターネット接続サービスについては、大手のインターネット接続事業者、アクセス回線事業者を中心に対応が進展しており、平成23年中頃には本格的なサービスが出そろい見込みである。

(イ) ネットワークのオールIP化に向けた取組

近年、IP電話サービスが急速に普及・拡大するなど、ネットワークのIP化が進展していることから、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている「IPネットワーク設備委員会」において、IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項について検討され、平成21年7月に情報通信審

議会から一部答申を受けた。

これを受け、総務省では平成22年4月に、重大事故及び四半期報告事故の報告様式の簡略化・明確化等を行うための関係規定整備を行うとともに、平成22年10月には、IP電話端末が具備すべき機能及び各種端末への緊急通報機能の具備に関する技術基準等を整備するため、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)の各一部の改正を行った。

(ウ) 新世代ネットワークの推進

総務省では、ネットワークのIP化やホームネットワーク、ユビキタスネットワークの進展等の大きな変化を踏まえ、次世代ネットワークの次の世代を見据えた新たなネットワークの検討を行うことを目的として、平成19年1月から「ネットワークアーキテクチャに関する調査研究会」を開催し、平成19年8月に報告書を取りまとめた。

同報告書においては、新世代ネットワークを世界に先駆けて実現し国際競争力を確保するため、新世代ネットワークの研究開発の推進、産学官連携のためのフォーラム設立の必要性が示された。

これを受け、総務省は新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発を最重要なテーマとして中長期的な視点で推進している。また、産学官の連携による「新世代ネットワーク推進フォーラム」(平成19年11月設立)等を通じて我が国の英知を結集し、新世代ネットワーク実現に向け、我が国として重点化すべき研究開発項目、社会経済的側面、国際標準化戦略の検討等を実施している⁹。

ITU-Tでは、FG-FN (Focus Group on Future Networks) において、平成21年6月から22年12月まで新世代ネットワークに関する検討がなされたが、その後SG13に引き継がれ、平成23年5月20日にY.3001(新世代ネットワークの方向性を示すビジョン文書)が勧告として承認された。

イ IPアドレス・ドメイン名の適切な管理

インターネット利用に必要な不可欠なIPアドレスやドメイン名については、重複割当の防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが極めて重要である。

⁷ IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/index.html

⁸ IPv4アドレス枯渇対応タスクフォース : <http://kokatsu.jp>

⁹ 参考: 「新世代ネットワーク推進フォーラム」: <http://forum.nwgn.jp/>

現在、インターネット資源の国際的・調整は、民間の非営利組織である ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が行っており、総務省は、ICANN の政府諮問委員会 (各国政府の代表者等から構成) の正式登録メンバーとして、国際的な協力体制の確立に取り組んでいる。

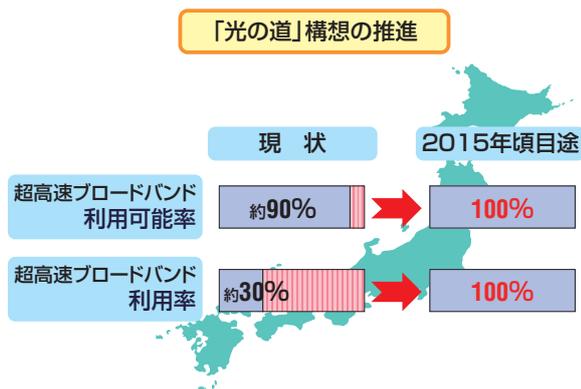
ドメイン名については、ICANN において、平成 21 年 11 月より「多国文字による国別トップレベルドメイン」の受付が開始された。我が国における「多国文字による国別トップレベルドメイン」については、情報通信審議会情報通信政策部に設置されている

(3) 「光の道」実現に向けた取組

ア 「光の道」実現に向けた取組

2010 年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消及び携帯電話エリア外人口の 20 万人解消を目標とする「デジタル・ディバイド解消戦略」(2008 年 6 月策定) についてはその目標をほぼ達成したところである。引き続き総務省では、インフラ整備・利活用の更なる加速化を通じて、2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目標(図表 5-2-1-1)と掲げ、2010 年 12 月には、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の作業部会における取りまとめ等を踏まえ、その実現に必要な施策及びその取組スケジュールを取りまとめた基本方針及び工程表を策定・公表した¹⁰。ブロード

図表 5-2-1-1 「光の道」構想概要

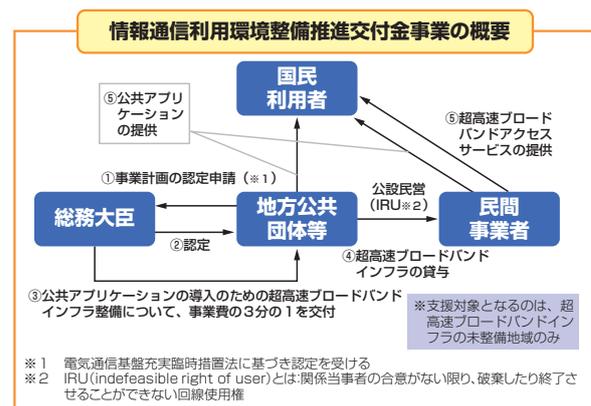


「インターネット基盤委員会」において検討され、平成 21 年 7 月に答申を受け、文字列としては「. 日本」が適当であるとされた。また、その管理運営事業者は民間で設立された「日本インターネットドメイン名協議会」において、平成 22 年 10 月、(株)日本レジストリサービスが選定され、総務省に報告された。

また、ICANN においては、引き続き「地理的名称に関連する新たな分野別トップレベルドメイン」の導入策についての検討が進められており、総務省としては、これらの新たなトップレベルドメインの導入促進等について検討を行っている。

バンドの普及促進を図るためには、基盤整備を加速化させるインセンティブとして公的な支援措置(公共分野における利活用を前提としたブロードバンド基盤整備への支援(図表 5-2-1-2))を講じるほか、事業者間競争の活性化に必要な取組(線路施設基盤の開放による設備競争の促進等)を総合的に推進しつつ、電話網から IP 網への円滑な移行(NTT 東西は、電話網から IP 網への計画的な移行を 2020 年頃から開始し、2025 年頃に完了する考え方などを公表)を実現することが重要となる。そこで、2011 年 3 月、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について、情報通信審議会に諮問した。これを受け情報通信審議会において、審議が開始されたところである。

図表 5-2-1-2 情報通信利用環境整備推進交付金事業の概要



¹⁰ 参考：「光の道」構想に関する基本方針について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000010.html
「光の道」構想実現に向けた工程表の公表 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000011.html

(4) 電気通信紛争処理委員会

ア 電気通信紛争処理委員会の概要

平成13年11月に、電気通信事業者間の紛争を処理する専門組織として、電気通信事業紛争処理委員会が創設された。

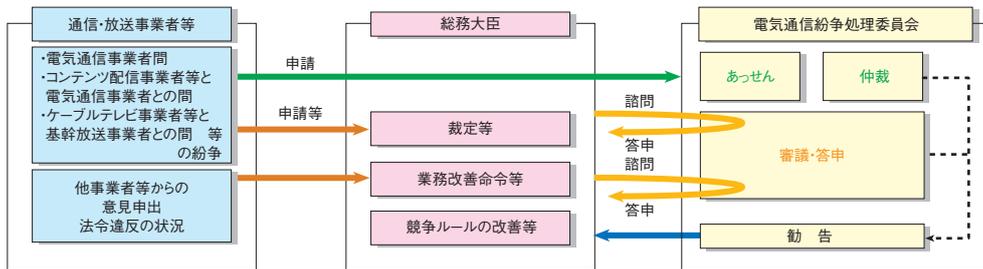
平成22年に成立し、公布された「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）が平成23年6月30日に施行され、同委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、名称が電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に変更された。現在、総務大臣により任命された委員5

名及び特別委員7名が紛争処理に当たっている。

委員会は、①事業者間等の紛争を解決するためのあっせん・仲裁手続の実施、②総務大臣から命令及び裁定等について諮問を受け、審議・答申を行うこと、③その権限に属せられた事項に関し、ルール整備等について総務大臣に必要な勧告を行うことという3つの機能を有している（図表5-2-1-3）。

また、委員会事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

図表 5-2-1-3 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



イ あっせん・仲裁が可能な紛争の種類

委員会のあっせん・仲裁の対象となる紛争は、これまで主に電気通信事業者間の協定や契約の締結に関する紛争であったが、法改正により、平成23年6月30日から委員会が扱うことができる紛争が拡大し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争やケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の紛争についても新たにあっせん・仲裁の対象となった。現在、委員会は、次のような事業者間等の協議について、相手方が協議に応じないときや協議が調わないときにあっせんを行うことができる（そのうち一定の場合は仲裁を行うことができる。）（図表5-2-1-4）。

争やケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の紛争についても新たにあっせん・仲裁の対象となった。現在、委員会は、次のような事業者間等の協議について、相手方が協議に応じないときや協議が調わないときにあっせんを行うことができる（そのうち一定の場合は仲裁を行うことができる。）（図表5-2-1-4）。

図表 5-2-1-4 あっせん・仲裁が可能な紛争の種類

当事者	協議の内容
電気通信事業者間	○電気通信設備の接続に関する協定 ○電気通信設備の共用に関する協定 ●電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 ○卸電気通信役務の提供に関する契約 ○電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	●コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 （※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	●地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意
無線局を開設・変更しようとする者 と他の無線局の免許人等との間	○混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約

注：協議の内容の「●」は平成23年6月30日から新しく追加されたもの。

ウ 委員会が果たしている役割

委員会は、これまで、大きく4つの役割を果たしてきた。

① 専門性を活かした迅速な紛争の解決

あっせんについては、これまで51件の申請を処理し、約6割の事案を解決している。

② 紛争の発生の未然防止

事業者相談窓口の助言により本格的に紛争化する前段階で解決した事例もある。また、過去の事例を委員会のウェブサイト等で積極的に公開し、類似の紛争防止に努めている。

③ セーフティネットの機能

公正中立な第三者機関として、両当事者の主張を確認して紛争の解決を図る委員会があることで、電気通信事業者等の事業展開に当たっての安心感の醸成につながっている。

④ 総務大臣への勧告を通じた競争ルールの改善

勧告を通じ、我が国のブロードバンドサービスの競争促進や固定発着帯着電話料金の低廉化、MVNOの発展等に貢献してきた。

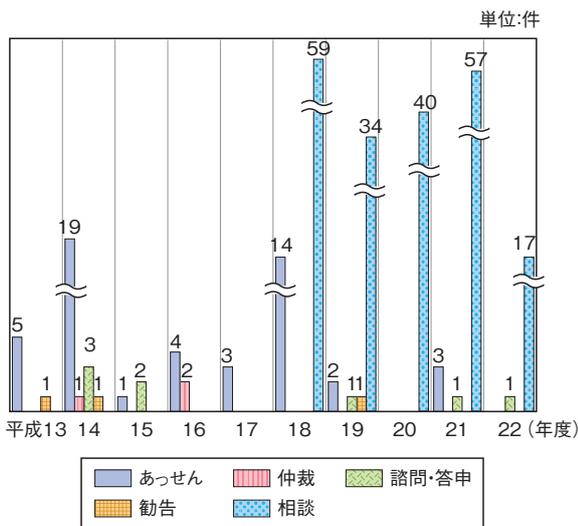
工 委員会の活動の状況

(ア) 紛争処理件数

委員会は、平成22年度末までに、あっせん申請を51件、仲裁申請を3件処理し、諮問に対する答申を8件、勧告を3件実施している(図表5-2-1-5)。

平成22年度においては、総務大臣から電気通信設備の接続協定に関する協議再開命令の申立てに係る諮問が1件あり、委員会は諮問について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

図表 5-2-1-5 紛争処理件数



※ 相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談(電話・メール・来訪等)を含む

(イ) 事業者相談窓口における相談等

平成22年度に17件の相談、問合せ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は次のとおりである。

図表 5-2-1-6 相談内容別件数

相談内容	受付件数
ア 接続の諾否 (接続拒否事由に関する相談)	2件
イ 接続に関する費用負担 (網使用料に関する相談)	4件
ウ 卸役務の提供 (営業許諾費に関する相談等)	3件
エ その他 (ローミング契約に関する相談等)	8件
計	17件

(ウ) 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

通信・放送事業者等に対して、セミナー等の場を利用した委員会の概要や活動内容などの説明や今般の法改正にあわせ新しいパンフレットを作成する等の周知活動を行い、委員会の認知度・利便性の向上に取り組んでいる。

2 放送政策の展開

(1) 放送のデジタル化の推進

ア 地上デジタル放送の現状

地上デジタル放送については、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏において放送が開始された。平成18年12月には、全県庁所在地等で放送が開始され、平成23年7月24日に、東日本大震

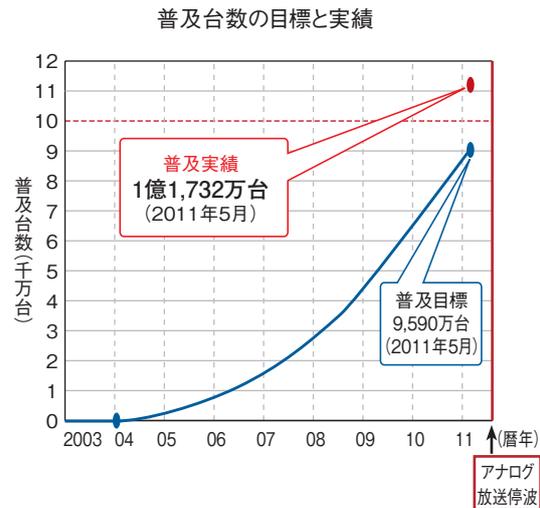
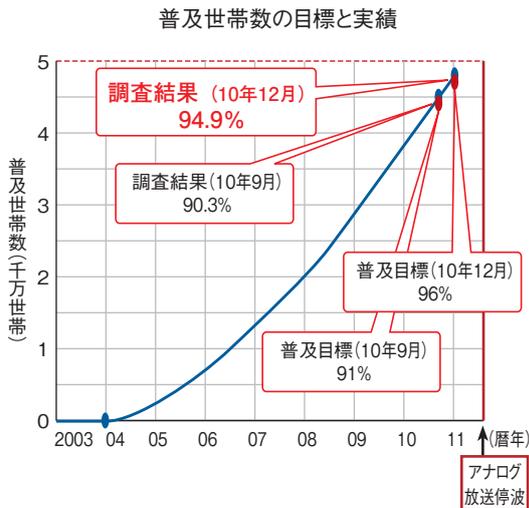
図表 5-2-2-1 地上テレビジョン放送のデジタル化に関する主な経緯

1998年 10月	政府が地上放送のデジタル化計画を発表 (地上デジタル放送懇談会 報告)
2001年 7月	電波法改正を経て、地上放送のデジタル化及びアナログ終了期限を2011年7月24日に決定
2003年 12月 1日	三大都市圏で地上デジタル放送開始
2006年 4月 1日	ワンセグ放送サービス開始
2006年 12月 1日	全都道府県で地上デジタル放送開始
2011年 7月 24日	アナログ放送の終了(岩手県、宮城県及び福島県を除く。)

災による影響が大きかった、岩手、宮城及び福島県の3県を除き、地上放送の完全デジタル化を行った。総務省では、完全移行に向けて、様々な取組を行ったところである(図表5-2-2-1)。

平成22年12月末現在、地上デジタル放送の電波の世帯カバー率は、約98.0%となっており、同時点の地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は94.9%であった。また、受信機の出荷台数は、平成23年5月末現在で約1億1,732万台となっている(図表5-2-2-2)。

図表 5-2-2-2 地上デジタル放送の普及目標と現況



イ ケーブルテレビのデジタル化の現状

ケーブルテレビのデジタル化も、地上デジタル放送の放送区域の拡大に伴って進展してきており、ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数は、平成22年12月末現在で2,541万世帯(加入世帯のうち約99.0%)となっており、ほぼすべてのケーブルテレビ施設のデジタル化が完了している。

ウ 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

地上デジタル放送を推進するためには、総務省が中心となり、他省庁、事業者をはじめ国民の皆さまのご

理解・ご協力が不可欠である。平成15年5月、地上デジタル放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織として、幅広い分野のトップリーダー及び総務省等の関係省庁からなる「地上デジタル推進全国会議」が設置された。また、平成21年2月からは、テレビを視聴している方々のデジタル化に関する相談や支援に対応するための拠点である「総務省テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ)」がすべての都道府県に設置されるなど、体制の整備が行われ、必要な環境整備・支援策が実施されてきたところである(図表5-2-2-3)。

図表 5-2-2-3 地上デジタル放送推進のための体制

(1) 推進組織

名称(※代表者)	設立年月	構成員	目的	策定・公表
全国地上デジタル放送推進協議会 (会長 河合久光(株)静岡朝日テレビ代表取締役社長)	平成13年7月	NHK、民放テレビ、総務省	主に送信側からデジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行う。	
地上デジタル推進全国会議 (議長 岡村正 日本商工会議所会頭)	平成15年5月	NHK、民放テレビ、放送関連団体、メーカー、販売店、消費者団体、地方公共団体、経済団体、マスコミ、総務省等の代表	地上デジタルテレビ放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図る。	「完全デジタル化最終行動計画」 平成23年1月
地上デジタル放送総合対策本部 (本部長 総務大臣)	平成19年9月	総務省内の関係部局	総務省として、地上デジタル放送の総合的・計画的な取組の推進を図る。	
デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議 (議長 内閣官房内閣参事官)	平成19年9月	関係府省の課長等	関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進する。	「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」 平成22年12月
地上デジタル放送国民運動推進本部 (本部長 総務大臣)	平成20年7月	総務省、地上デジタル放送関係団体、放送事業者、メーカー、電器店・量販店、経済団体、消費者・高齢者団体、地方公共団体、有識者等の代表等	国民の視点に立った地上放送のデジタル化を加速推進する。	「完全デジタル化に向けた最終国民運動」 平成23年1月
デジタル放送移行完了対策推進会議 (議長 内閣官房長官)	平成21年4月	関係府省の大臣	関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進する。	

※ 代表者は平成23年4月1日現在のもの

(2) 各種支援(国直轄を除く。)の実施組織

名称	実施主体	実施する支援内容
総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(地デジコールセンター)	NHK営業サービス(株)	国民からの地上デジタル放送の受信に関する問合せを受け付け、必要な情報を提供。
総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)	(社)デジタル放送推進協会	全都道府県に拠点を設置し、説明会・戸別訪問、現地調査、各種助成金交付の業務等を実施するほか、地デジ難視対策衛星放送を実施。
総務省地デジチューナー支援実施センター	(株)エヌ・ティ・ティ・エム・イー	経済的に困窮度が高い世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器の無償給付等を実施。

(ア) デジサポの設置

地上テレビジョン放送のデジタル放送への完全移行に向けて、テレビ受信者に円滑にデジタル放送移行していただく観点から、デジタル化対応に関する相談対

応や支援等の受信者支援を行うための拠点である「総務省テレビ受信者支援センター」を(社)デジタル放送推進協会が都道府県単位で51か所設置し、支援を実施しているところである(図表5-2-2-4)。

図表 5-2-2-4 デジサポ概要

① 相談対応・受信調査

➢ 電話受信相談

- 地域の実情に応じた専門的な問い合わせ対応

➢ 訪問受信相談(受信調査)

- 個別相談による受信調査
- 受信障害・新たな難視等、特殊事情に伴う受信調査

② 共聴施設のデジタル化の支援
(ビル陰施設、集合住宅)

➢ 施設管理者・管理会社訪問

➢ 助成金の交付等

- ビル陰継続地域・集合住宅でのデジタル化対応への助成
- ビル陰解消地域での個別受信移行促進
- 対象世帯のデジタル化対応をサポートするため、総合的なコンサルティングや弁護士による法律相談を実施

③ 新たな難視等対策
(新たな難視、デジタル混信、リパック)

➢ 相談・支援

- 対象世帯のデジタル化対応をサポートするため、検討段階から対応手法の相談等を実施

➢ 助成金の交付

- (新たな難視) 高性能アンテナ、共聴施設の新設等への助成
- (デジタル混信、リパック) 周波数再編による改修等への助言(山陰等)

④ 高齢者対策、周知・広報

➢ 高齢者等対策

- 地域の電器店等による戸別訪問
- 地デジ臨時相談コーナー(6月～)
- 要請に応じた相談会の開催

➢ 周知・広報

- 新聞、自治体広報誌等への掲載
- パンフレット・ポスター掲示



拠点: 都道府県単位51か所

(イ) 「新たな難視」への対応

地上デジタル放送への完全移行後、アナログ放送のエリア内であっても、デジタル放送を受信できなくなる、「新たな難視」地域が一部で生じる場合がある。総務省では、当該地域等、アナログ放送終了時にテレ

ビ放送が視聴できなくなる世帯及び事業所に対し、平成22年3月から中継局や共同受信施設等の整備が実施されるまでの間、衛星放送等による暫定的な難視聴対策を実施し、テレビが視聴できなくなることを回避するための方策を講じている(図表5-2-2-5)。

図表 5-2-2-5 「新たな難視」への対応



(ウ) 地上デジタル放送に関する悪質商法とその対策

地上デジタル放送に関する悪質商法は、総務省が把握している平成16年2月から平成23年5月末までの期間で計68件確認されており、うち、高齢者が対象となったものは28件(41%)に及んでいる。消費者庁、総務省及び国民生活センターでは、平成22年7月に「悪質商法対策マニュアル」を作成・公表し、

悪質商法に関する注意喚起を幅広く行うとともに、「地デジ詐欺ご用心！」運動として、平成23年1月24日から7月24日までの6か月間、地上デジタル放送推進に関係する事業者・団体等において、地デジに関わる悪質商法の被害とその発生を拡大を防ぐための周知の強化等の取組を行った。

(2) 衛星放送政策の展開

ア 衛星放送の現状

我が国の衛星放送は、多彩な専門放送サービスの提供、テレビジョン放送の高精細化をはじめとして、技術先導的なメディアとしての役割を果たしてきた。衛星放送の現状としては、特別衛星放送(BS放送及び東経110度CSデジタル放送)対応受信機出荷台数(累計)は約10,485万台(平成23年3月末現在)、特別衛星放送視聴可能世帯数も約2,340万世帯(平成22年3月末現在)となっている。

イ BS放送のデジタル化の推進

BSデジタル放送については、現在、5周波数を使用して、HDTV11番組が放送されているが、平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、平成23年以降、BSデジタル放送のために新たに7周波数を使

用することが決定されている。

これを受け、これまで、平成20年7月に「平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針」を策定・公表し、その後「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る参入希望調査」を実施した。これらを踏まえ、平成21年2月に委託放送業務の認定申請を受け付けるに当たり必要な制度整備を行った。

平成21年2月から委託放送業務認定の申請を受け付け、平成21年6月に、9者・HDTV12番組に対し、委託放送業務の認定を行った。また、平成22年10月には、平成21年の認定の際に割当を行わなかった帯域を対象に、新たに5者HDTV6番組、1者・SDTV1番組に対して委託放送業務の認定を行った(図表5-2-2-6)。

図表 5-2-2-6 BS 放送における委託放送業務の認定状況

1ch(11.72748GHz)		3ch(11.76584GHz)		13ch(11.95764GHz)		15ch(11.99600GHz)				
BS朝日 総合編成	BS-TBS 総合編成	WOWOW 総合娯楽 [有料]	BS Japan 総合編成	BS日テレ 総合編成	BSフジ 総合編成	NHK BS1 [HD]	NHK BSプレミアム [HD]			
(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)	(21.5)			
5ch(11.80420GHz)		7ch(11.84256GHz)		9ch(11.88092GHz)			11ch(11.91928GHz)			
【平成23年7月24日終了】 WOWOW(アナログ) [SD][有料]		【平成23年7月24日終了】 NHKBS1(アナログ) [SD]		BS11デジタル 総合編成	スター・チャンネル H 化 ^レ ジョン 映画	TwellV 総合編成	【平成23年7月24日終了】 NHKBS2(アナログ) [SD]			
【平成23年10月1日放送開始(目途)】 WOWOW 新規第一番組 総合娯楽 [有料]		【平成23年10月1日放送開始(目途)】 スター・チャンネル プラス クラック 映画 映画等 [有料]					【平成23年10月1日放送開始(目途)】 BS-FOX スカチャン 804 総合娯楽 [有料]		【平成23年10月1日放送開始(目途)】 放送大学 学園 大学教育放送 [有料]	
(24)	(24)	(13)	(13)	(18)	(15)	(15)	(16)	(16)		
17ch(12.03436GHz)		19ch(12.07272GHz)			21ch(12.11108GHz)			23ch(12.14944GHz)		
地上デジタル放送の衛星利用による 暫定的な難視聴解消のための放送 [SD7番組]		グリーンチャンネル 農林水産情報 中央競馬 [一部有料]	ジェイ・スポーツ J sports 1 スポーツ [有料]	ジェイ・スポーツ J sports 2 スポーツ [有料]	洋画★シネフィ ル・イマジカ 映画 [有料]	ジェイ・スポーツ J sports Plus スポーツ [有料]	J sports ESPN スポーツ [有料]	BS-F (仮称) 娯楽・趣味 [有料]	日本映画専門 チャンネル 映画 [有料]	D-Life (仮称) 総合編成 [有料]
(48)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	

BS アナログ放送の終了については、平成 20 年 3 月の終了期日決定後、BS デジタル放送への円滑な移行を目的として、BS 放送に関係する事業者、団体及び総務省が参加する「BS アナログ放送の終了に係る関係者連絡会」を設置し、BS アナログ放送終了の周知広報用リーフレット及び「BS アナログ放送の終了に係る Q & A」の作成等、周知広報の推進や視聴者からの問い合わせに対する相談体制の整備等の取組が進められた¹¹⁾。

ウ 映像国際放送の強化

近年のグローバル化の進展を踏まえ、対外情報発信力の強化が重要な課題となっている。平成 19 年の放送法改正においては、外国人向けに特化した新たな映

像国際放送の制度化が行われ、総務省では、投入国費の大幅な拡充（平成 20 年度：15.2 億円、21 年度：24.5 億円、22 年度：24.5 億円、23 年度 24.5 億円）等の施策を講じたところである。

平成 20 年 4 月の改正放送法施行後、NHK からの業務委託を受ける子会社（(株)日本国際放送(jibtv)）が設立され、平成 21 年 2 月から、24 時間完全英語の新たな外国人向け映像国際放送が開始されている。総務省としては、jibtv の独自番組を含めた当該チャンネル全体の番組内容の更なる充実、受信環境整備（受信可能な国・地域の拡大。平成 23 年 3 月末現在、約 1 億 3,655 万世帯が受信可能）及び国際的な認知度の向上等に向けた取組を推進している。

(3) 携帯端末向けマルチメディア放送の推進

情報通信審議会において、地上テレビジョン放送のデジタル化による空き周波数帯について、平成 19 年 6 月に「90 - 108MHz 及び 207.5 - 222MHz の周

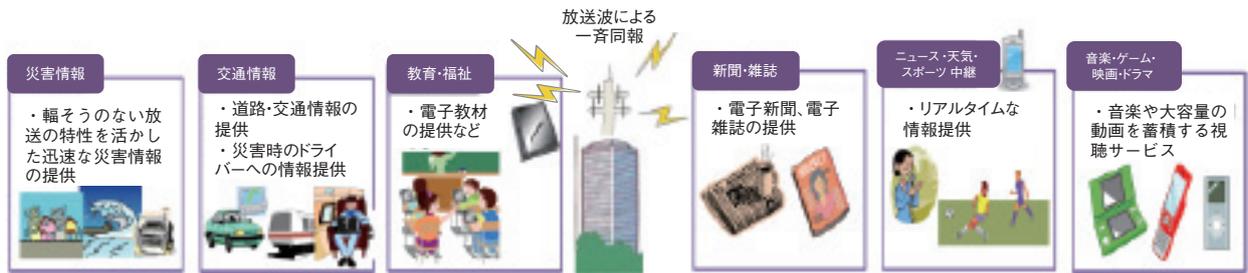
波数帯を移動体向けのマルチメディア放送等の放送（テレビジョン放送を除く。）に使用することが適当」との一部答申が取りまとめられた（図表 5-2-2-7）。

11 参考：「BS アナログ放送の終了に係る関係者連絡会」：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080415_3.html
参考：BS アナログ放送の終了に係る Q & A：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/bs-analog_syuuryou/faq.html

図表 5-2-2-7 マルチメディア放送の概要

V-Lowマルチメディア放送 (90MHz～108MHz)	V-Highマルチメディア放送 (207.5MHz～222MHz)
○車載ナビやタブレット端末での受信が中心	○携帯端末での受信が中心
○基本的に都道府県単位の放送波(東名阪はブロック単位)	○全国一律の放送波
○災害情報や交通情報などを詳細に提供	○有料エンターテインメント分野の番組が中心

マルチメディア放送のサービスイメージ



ア V-High マルチメディア放送の推進

総務省では、V-High マルチメディア放送の実現に向け、207.5Mhz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針等を平成 22 年 4 月に制定した。

その後、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定の申請を受け付け、電波監理審議会の答申を踏まえた上で、同年 9 月に 1 者の開設計画の認定を行った（いわゆるハード事業者の決定）。今後、総務省は、いわゆるソフト事業者に関する制度整備と、申請の受付、事業者の認定を順次行う予定である。

イ V-Low マルチメディア放送の推進

総務省では、平成 23 年 1 月から同年 2 月にかけて、V-Low マルチメディア放送に係る制度整備を検討する上での基礎的調査として、制度枠組みに関する意見募集及び現時点で参入を希望している者の状況について調査を実施した。その結果、参入希望については、133 者から提出があり、そのうち受託国内放送への参入希望（出資のみを含む。）は 18 者、委託放送業務への参入希望は 132 者であった。

3 電波政策の展開

(1) 電波政策概況

ア 電波の有効利用の推進

新たな電波利用システムやサービスが進展し、今後も周波数に対する需要の増大が予測されている中、新たに利用可能な周波数を創出する「ホワイトスペース」の活用が世界的に注目されている。我が国においても、ホワイトスペースを地域コミュニティの情報発信等に活用することにより地域再生や新産業の創出など諸問題の解決につながると期待されている（図表 5-2-3-1）。

このため、総務省では、ホワイトスペース活用の実現に向けて積極的に取り組んでいるところである。

具体的には、ホワイトスペースを活用したシステムの制度化やビジネス展開を促進するための「ホワイトスペース特区」を創設し、各地域の特性を活かした実証実験などを行っている。

また、平成 22 年 9 月には、官民連携してホワイトスペース活用の全国展開を目指す「ホワイトスペース推進会議」¹²（会長：土居範久中央大学教授）を設立し、「ホワイトスペース特区」における成果を踏まえて、ホワイトスペース活用の実現に必要な環境整備やルールづくり等を検討しているところである。

12 参考：「ホワイトスペース推進会議」：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/whitespace/index.html

図表 5-2-3-1 ホワイトスペースの活用



◆ 全国各地にホワイトスペース活用の実証を行う「ホワイトスペース特区」を展開
 → ホワイトスペース等を活用した市民メディアの全国展開へ

イ ワイヤレスブロードバンドの実現に向けた取組

総務省では、我が国における世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を実現するとともに、増大する移動通信システムの周波数需要に対応するため、平成22年5月に「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の下に「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」を設置し、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた周波数の確保について検討を行い、同年11月にその結果を取りまとめ、公表した。

主な取りまとめ内容は以下のとおり。

- ①ワイヤレスブロードバンド向け周波数について、2015年までに300MHz、2020年までに1500MHz幅を超える周波数を新たに確保することを目標に設定
- ②地上デジタル放送への完全移行等に伴い、空き周波数帯となる700MHz帯と900MHz帯の周波数割当てについて、諸外国における周波数の割当状況と整合性を図る観点から、700MHz帯及び900MHz帯をそれぞれ利用する割当方法とする等周波数割当の基本方針の策定
- ③迅速・円滑な周波数再編を実現するため、既存システムの周波数移行に伴う費用を移行後の周波数を利用する者が負担することを可能とする新たな措置の整備

総務省では、同取りまとめを踏まえ、携帯電話等用周波数の確保に際して既存システムの周波数移行を要する場合に、移行後の周波数を利用する者が既存システムの周波数移行に要する費用を負担することを可能とすること等を内容とする電波法の一部を改正する法律を第177回国会に提出し、平成23年6月に成立、公布されたところであり、今後、この法律に基づき、700/900MHz帯における迅速・円滑な周波数再編を実施していくとともに、ワイヤレスブロードバンド環境の整備に取り組んでいくこととしている。

ウ 電波利用料の見直し

電波利用料制度は、電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用（電波利用共益費用）を受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただく制度であり、総務省では、平成5年4月の導入以来、少なくとも3年ごとに見直しを行っている。

電波は有限希少な資源であるが、その利用ニーズは日々拡大しており、国民の利便性向上を図るためには、電波の有効利用を一層促進することが必要であるという観点を踏まえ、平成22年4月より、総務副大臣（情報通信担当）が主催する「電波利用料制度に関する専門調査会」を開催し、次期（平成23年度～25年度）の電波利用料の見直しに向けた検討を行い¹³、平成

13 参考：「電波利用料制度に関する専門調査会」：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyouryou/index.html

22年8月、既存用途の歳出の効率化、電波の有効利用の一層の促進、電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映を主な内容とする「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」を公表した。

さらに、平成23年1月には、同基本方針に基づき、新しい料額の算定について具体的な考え方をまとめた「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」を公表した。

これらを踏まえた電波利用料の見直し等を内容とする「電波法の一部を改正する法律」が平成23年5月成立したところである。

(2) 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

ア 移动通信システム・無線アクセスシステムの高度化に向けた取組

(ア) 第3世代移动通信システムの高度化に向けた取組

我が国の携帯電話及びPHSの加入数は1億1,954万加入（平成23年3月末現在）に達している。このうち携帯電話に占める第3世代移动通信システム（IMT-2000）の割合は98.8%であり、第2世代移动通信システムから第3世代への移行が着実に進行している。他方、社会や経済の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画伝送等の携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移动通信システムに期待が寄せられている。さらに、第3世代移动通信システムを高度化した3.9世代移动通信システムについても、平成22年12月より商用サービスが開始されている。

CDMA高速データ携帯無線移动通信システムは、携帯電話によるインターネット接続サービスの開始に伴い、データ通信量の急速な増大やより高速なデータ通信の実現への期待を背景に導入された。平成21年7月から情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている「携帯電話等周波数有効利用方策委員会」において、CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化のための技術的条件について調査検討が行われ、平成21年12月に一部答申されたところである。

一方、各携帯電話事業者は、平成22年から順次3.9世代移动通信システムとしてLTE（Long Term Evolution）システムの導入を開始しており、LTEシステムの利用エリア整備に向けた取組を具体化させている。その中で、LTEシステムの利用エリアの圏外となる地域の解消を促進する小電力レピータの導入も検討されており、第3世代移动通信システムと同じ

エ 周波数オークションの導入

平成22年12月に策定した「光の道」構想に関する基本方針においては、「第4世代移动通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める」こととされたところである。これを踏まえ、総務省では、平成23年3月より、周波数オークションの我が国での導入について、周波数オークションに関する現状分析、導入に際しての課題及び具体的方策等について検討することを目的として「周波数オークションに関する懇談会」を開催し、検討を行っているところである¹⁴。

くLTEシステム用の小電力レピータの制度整備が期待されている。

これらの状況を踏まえ、CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化及びLTEシステム用小電力レピータの導入に向けた制度整備を行うため、平成22年4月に、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則並びに関係する告示の各一部が改正された。総務省では今後も、必要な取組を進めていくこととしている。

(イ) 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化

広帯域移動無線アクセスシステムは、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、平成19年に制度化された後、現在、2事業者によりサービス（モバイルWiMAX及びXGP）が提供されており、それぞれの方式の標準化を推進する団体において規格の高度化が検討されている。他方、平成22年12月末には、下り100Mbps以上の伝送速度が実現可能な3.9世代移动通信システム（LTE）のサービスが開始されており、移动通信サービスの更なる高速化に対する期待が高まっている。

このような背景を踏まえ、伝送速度の高速化などの通信環境の改善や効率的なエリア展開等を図ることを目的として、平成22年9月から、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている「広帯域移動無線アクセスシステム委員会」において、「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」（平成18年2月27日情報通信審議会諮問第2021号）のうち「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について調査検討が行われ、平成22年12月に当該技術的条件について一部答申を受け、平成23年

¹⁴ 参考：「周波数オークションに関する懇談会」：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/index.html

4月に無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正を行った。

(ウ) 80GHz 帯高速無線伝送システム

現在、光ケーブルは数百 Mbps ~ 10Gbps のものが利用されている。一方、マイクロ波・ミリ波を利用した無線通信システムは、現在、100Mbps 程度の伝送速度を持つものが実用・運用されており、光ケーブルの敷設が困難な地域などに、比較的柔軟かつ容易に、光ケーブルに相当する回線構築を可能とすることが期待されている。また、高精細の映像伝送として、遅延の少ない非圧縮の伝送が可能な 1Gbps 以上の伝送速度を持つ無線通信システムの実現が求められている。

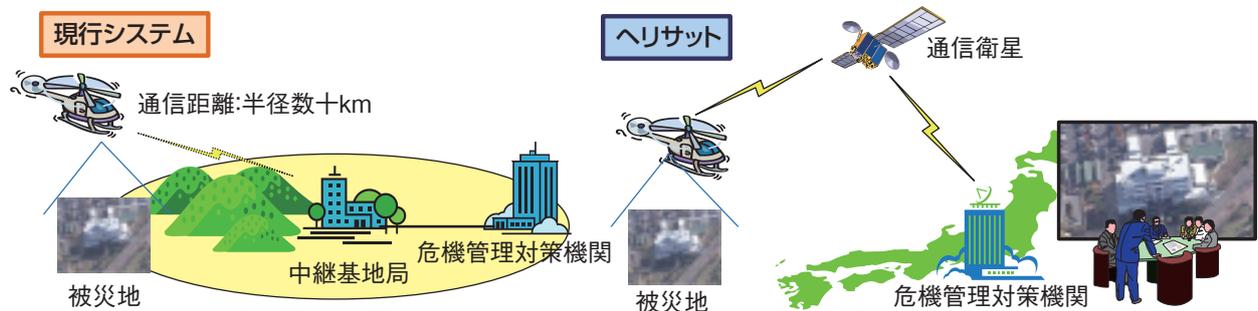
このような背景を踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている「移动通信システム委員会」において、国内ではいまだ利用の進んでいない 80GHz 帯の周波数帯を使用した高速無線伝送システムの導入に向け、必要な技術的条件について調査検討されてきたところ、平成 23 年 5 月に答申がなされ、現在、所要の制度整備を行っているところである。

(エ) ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）の導入

災害時においては、救助活動や復旧対策を迅速かつ円滑に行うため、災害現場の状況を的確に把握することが重要であり、機動性に優れたヘリコプターを用いて上空から情報収集を行うことが有効とされている。しかしながら、地上の無線局を中継してヘリコプターから映像の伝送を行う現行の方式では、運用範囲が地上の無線局の見通し範囲内に限られるという制約がある。そのため、耐災害性に優れ、広域をカバーする通信衛星を利用することで、地上の無線局が設置されていない地域においても高画質映像をリアルタイムで伝送することを可能とするヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）の重要性が高まっている。

これを受け、平成 20 年 7 月より情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている衛星通信システム委員会において「Ku 帯ヘリコプター衛星通信システムの技術的条件」について調査検討が行われ、平成 23 年 2 月に答申を受けた。総務省では、本答申を踏まえ、関係規定の整備を行ったところである（[図表 5-2-3-2](#)）。

図表 5-2-3-2 ヘリコプター衛星通信システム概要



(オ) デジタルコードレス電話の高度化

コードレス電話は、家庭やオフィス内において使用する電話として、昭和 62 年(1987 年)にアナログコードレス電話 (250 / 380MHz 帯) が制度化され、また、平成 5 年 (1993 年) には、周波数利用効率等に優れたデジタルコードレス電話 (1.9GHz 帯) が制度化され、広く利用されている。しかし、近年の高速データ通信等の需要に対応するための機能の高度化は困難な状況にあった。

このため、平成 21 年 11 月から情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置されている「小電力無線システム委員会」において、キャリアセンス等により現行方式のデジタルコードレス電話と共存することによって周波数の有効利用を図りつつ、高速データ通信

等の高度化への対応等、新たなアプリケーションを利用可能とする新方式のデジタルコードレス電話の導入に向けての必要な技術的条件について調査検討され、平成 22 年 4 月に答申を受けたところである。

総務省では、本答申を踏まえ、平成 22 年 10 月にデジタルコードレス電話の新方式の導入に向けた制度整備（電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正、並びに周波数割当計画の一部変更、関係告示の改正）を行った。

(カ) 中出力型 920MHz 帯電子タグシステム等に関する検討

950 ~ 958MHz の周波数帯を用いた 950MHz 帯

電子タグシステム等（パッシブタグシステム及びアクティブ系小電力無線システム）については、生産・物流分野における物品管理等で利用されており、今後、電力・ガス分野におけるスマートメーター等での利用拡大が期待されている。

一方、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」取りまとめ（平成22年11月）においては、900MHz帯における周波数再編の基本方針として、スマートメーター等の導入に向け5MHz幅を拡充するとともに、欧米での割当状況を踏まえ、国際競争力強化の観点から950MHz帯

(3) 電波利用環境の整備

ア 電波の人体・医療機器に与える影響に関する取組

総務省では、電波の人体に対する影響に関し、人体の防護のため、電波の人体への影響に関する調査を行うとともに、この調査結果と国際ガイドラインを参考に、我が国に適用される電波の安全基準（電波防護指針）を定めている¹⁵。平成19年4月には、平成9年度から10年間にわたり開催された「生体電磁環境研究推進委員会」による最終報告書が取りまとめられた。当該報告書では、現在の電波防護指針の妥当性を認めるとともに、今後も科学的データの信頼性の向上を図り、電波の安全性評価に関する研究を進めていくことが重要であるとしている。これを受け、総務省は、引き続き電波の安全性評価に関する研究を進めている。

さらに、研究を進めるに当たっては、最新の国内外の動向等を踏まえて適切に対応していくことが重要であることから、電波による人体への影響に関する国内外の研究成果を把握することによる我が国が取り組むべき研究課題の検討や電波防護指針の検証を目的に、平成20年6月から「生体電磁環境に関する検討会」¹⁶を開催している。

一方、近年、携帯電話サービスをはじめとする電波利用の拡大等により、電波利用が急速に発展し、日常生活に必要な不可欠なものとなってきており、心臓ペースメーカ等の植込み型医療機器への影響に対する関心が高まってきていることから、総務省は、平成12年度から「電波の医療機器等への影響に関する調査」を実施しており、調査結果に基づき「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」（平成17年8月制定、平成23年5月改訂）の見直しを行った¹⁷。

また、携帯電話端末等の無線設備から発射される電

電子タグシステム等（パッシブタグシステム及びアクティブ系小電力無線システム）については、915～928MHz（以下「920MHz帯」という。）に移行するとされたところである。

このような状況を踏まえ、平成23年2月から、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置された「移動通信システム委員会」において、920MHz帯電子タグシステム等の導入が可能となるよう「920MHz帯電子タグシステム等の技術的条件」の調査検討が行われ、平成23年6月に一部答申されたところである。

波の人体側頭部における比吸収率については、安心して電波を利用できる環境を整備するため、3GHzまでの周波数について許容値（局所吸収指針）を定め、規制を導入してきた。今後、3GHz以上の周波数について、無線LANでの利用の進展や第4世代携帯電話等での利用が想定されることから、総務省では、3GHz以上の周波数についての局所吸収指針の在り方について情報通信審議会に平成21年7月に諮問し、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置された「局所吸収指針委員会」において検討された結果、平成23年5月に答申を受け、6GHzまでの周波数を利用する無線設備にも適用できるよう局所吸収指針の見直しを行った。

イ 不要電波対策

各種電気・電子機器等の普及に伴い、無線利用が各種機器・設備から発せられる不要電波による電磁的な妨害対策が課題となっている。

総務省では、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置された「電波利用環境委員会」における調査検討の結果出された答申を踏まえ、CISPR（Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques: 国際無線障害特別委員会）における国際規格の審議に寄与するとともに、国内における規格化を推進している。

ウ 適切な電波の監視・監理及び正しい無線局運用の徹底

(ア) 重要無線通信妨害への対応

近年、電波利用の拡大とともに、電波の不適正な利用も増大し、電波利用に与える障害が多発している。

¹⁵ 参考：電波防護指針：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/body/protect/index.htm>

¹⁶ 参考：「生体電磁環境に関する検討会」：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/seitai_dengi_kankyou/index.html

¹⁷ 参考：「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」：

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/chisi/index.htm>

このような状況を受け、総務省では、重要無線通信と位置付けられている電気通信事業用、放送業務用、人命・財産の保護用、治安維持用、気象業務用、電気事業用及び鉄道事業用の無線通信に対して、不法無線局等による電波障害が発生した場合には、これを排除するため、執務時間外であっても、直ちに不法無線局の探査等を行っている。

(イ) 不法・違法無線局への対応

総務省では、電波利用環境の維持に向けて、免許を取得しないで開設・運用している不法無線局に対しては、これを探査し、告発するなど必要な措置を講じているほか、合法的無線局に対しては、発射する電波の質や無線局の運用が電波法令に適合しているか否かを監査し、違反があった無線局に対しては是正措置等を講じている。

(ウ) 電波利用環境保護のための周知・啓発活動

近年、不法無線局に使用されるおそれのある無線機が、一般国民にとって身近な販売店及びインターネットオークション等において流通・販売され、無線通信に妨害を与えるケースが増加していることから、平成18年度から家電量販店等の電波利用機器を扱う販売店に対して、電波法及び電波利用ルールの周知・啓発を実施するとともに、インターネットバナー広告等を活用し、電波利用には免許が必要であること、無線機には技適マークが必要であること等の周知・啓発を実施している（図表 5-2-3-3）。

図表 5-2-3-3 技適マーク

